

# 問い合わせの多いごみの分別方法を案内します

市にお問い合わせの多いごみの分別の方法についてご案内します。分別が不十分なごみがあると、処理場の機械が故障したり、作業効率が低下したりしますので、分別徹底のご協力をお願いします。なお、除草した草、伐採した葉・枝を皆さん直接処理場へ搬入する「直接搬入」は、

放射性物質の関係で受け入れを行っていません。

ごみの分別と収集日などについては、「常総広域圏家庭ごみ分別の手引き」または市ホームページでご確認いただけます。ご不明な場合は生活環境課へお問い合わせください。

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎ 58 - 2111 (内線 3302 ~ 3304)

種類	大きさ	区分	出し方
草、葉	可燃の袋に全体が入り、袋の口がしばれるもの	可燃ごみ	可燃ごみの袋に入れて集積所へ。 【注意点】 <ul style="list-style-type: none"><li>土を良く落とし、一週間以上乾燥させてください。</li><li>放射性物質の関係で直接搬入はできません。</li></ul>
木の枝	直径 5cm 以内で長さ 50cm 以内のもの	可燃ごみ	持ち運びできる大きさで束ね、ひもでしばって集積所へ※可燃ごみの袋に入れる必要はありません。 【注意点】 <ul style="list-style-type: none"><li>一週間以上乾燥させてください。</li><li>放射性物質の関係で直接搬入はできません。</li></ul>
	直径 5cm を超えるか長さ 50cm を超えるもの	収集不可	民間業者へ依頼し、自己負担で処分してください。
木製の加工された板材（合板、ベニヤ板）	可燃の袋に全体が入り、袋の口がしばれるもの	可燃ごみ	可燃ごみの袋に入れて集積所へ。
	可燃の袋に全体が入らず、袋の口がしばれないもので 2m × 90cm × 5cm 以内のもの	粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"><li>生活環境課への事前予約と収集券の購入が必要です。</li><li>「大きさ」の基準内であれば 1 点扱いです。</li></ul> 【注意点】建築物の解体により発生した廃木材などは、処分対象とならない場合があります。
	2m × 90cm × 5cm を超えるもの	収集不可	民間業者へ依頼し、自己負担で処分してください。 ※ 2m × 90cm × 5cm 以内に細断すれば粗大ごみとして出せます。
加工されている柱状の木材（材木、角材、木片、木くず）	可燃の袋に全体が入り、袋の口がしばれるもの	可燃ごみ	可燃ごみの袋に入れて集積所へ。
	可燃の袋に全体が入らず、袋の口がしばれないもので、束ねたときの外径が 15cm × 長さ 3m 以内のもの	粗大ごみ	 生活環境課への事前予約と収集券の購入が必要です。 【注意点】建築物の解体により発生した廃木材などは、処分対象とならない場合があります。
布団、マットレス、カーペット類	綿・羽毛製品 可燃の袋に全体が入り、袋の口がしばれるもの	可燃ごみ	可燃ごみの袋に入れて集積所へ。 ※ 収集できるのは、押し込まずに袋に入るものに限ります。
	化学繊維製品 不燃の袋に全体が入り、袋の口がしばれるもの	不燃ごみ	不燃ごみの袋に入れて集積所へ。 ※ 収集できるのは、押し込まずに袋に入るものに限ります。
	ごみ袋に全体が入らず、袋の口がしばれないもの	粗大ごみ	生活環境課への事前予約と収集券の購入が必要です。 ※ 1 枚（巻）あたり 1 点の扱いです。 【注意点】空気圧縮袋を利用した布団を入れて出さないでください。
ストーブ、ファンヒーター、電子レンジ	不燃の袋に全体が入り、袋の口がしばれるもの	不燃ごみ	不燃ごみの袋に入れて集積所へ。
	不燃ごみの袋に全体が入らず、袋の口がしばれないもの	粗大ごみ	生活環境課への事前予約と収集券の購入が必要です。 ※ストーブ、ファンヒーターは必ず燃料を抜き、乾電池は有害ごみとして処分してください。
ベッド、棚、机などの木製家具類	可燃の袋に全体が入り、袋の口がしばれるもの	可燃ごみ	可燃ごみの袋に入れて集積所へ出してください。
	可燃ごみの袋に全体が入らず、袋の口がしばれないもの	粗大ごみ	生活環境課への事前予約と収集券の購入が必要です。 【注意点】 <ul style="list-style-type: none"><li>組立式家具は分解しても 1 点扱いです。</li><li>ベットのマットレスと枠組みはそれぞれ 1 点扱いです。</li><li>棚類は引き出しなども含めて一式で 1 点扱いです。</li><li>机とイスはそれぞれ 1 点扱いです。</li><li>1 点の重さは 50kg 以内です。</li></ul>